枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(傍線部分は改正部分)

쌞

三 耐力壁である間仕切り壁には、木質接着複合パネルとこれ以外の構造方法

Ш

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の

規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組整工法(主として、木材で組まれた

枠組に構造用会版その他にれに顕するものを打ち付けた(来及び壁により)、建築物

を建築する工法をいう。)又は木質プレハブ工法(主として、木材で組まれた枠

組に構造用合版その他これに類するものをあらかじめ工場で接着した宋及び壁に

より、建築物を建築する工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分

(以下「建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第

一から第九までに、及び司令第三十八条第三頃の規定に基づき、建築物等の基礎

の構造方法を第三第一号に定め、司令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、

建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係現定を

適用の範囲等

第十に指定する。

こよる壁とを併用してはならない。

改

地階を徐く階数は三以下としなければならない。

耐力壁である外壁には、木質接着複合パネルとこれ以外の構造方法による

壁とを併用してはならない。

地階を徐く階数は三以下としなければならない。

階数 無一

に定める。

で組まれた枠組に構造用合版その他これに類するものを打ち付けた床及び壁によ

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「今」という。

第八十条の二第一号の現宅に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組建工法(木材

り建築物を建築する工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下

照

( 昭和五十七年建設省告示第五十六号 )

îΓ

「建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次のよう

# 第二 材料

- 一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ
- 、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	<b></b>
土台、端根太、	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四十九年
側根太、まぐ	農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規
さ、たるき及び	格」という。)に規定する甲種枠組材の特級、一級若
むなき	しくは二級、集成材の日本農林規格(昭和四
	十九年農林省告示第六百一号) に規定する化粧ばり構
	造用集成柱の規格、構造用単板積層材の日本農林規格
	(昭和六十三年農林省告示第千四百四十三号) に規定
	する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠
	組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(平成三年
	農林省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて
	継ぎ材規格」という。)に規定する甲種たて継ぎ材の
	特級、一級若しくは二級、機械による由げ応力等級区
	分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(平成
	三年農林省告示第七百二号)に規定する機械による曲
	げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又
	は造用集成材の日本農林規格(平成八年農林省告示第
	百十一号以下「構造用集成材規格」という。) に規定
	する集成材の規格

# 第二 材料

- | 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応
- じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

規格(平成八年農林省告示第百十一号以下「構造用工法構造用製材の規格   日本農林規格(平成三年農林省告示第七百二号)に 日本農林規格(平成三年農林省告示第七百二号)に 各曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の 種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械によ 法構造用たて継ぎ材規格」という。)に規定する甲 に規定する構造用単板精層材の特級、一級若しくは は規格(昭和六十三年農林省告示第十四百四十三号) に規定する構造用単板精層材の特級、一級若しくは 規格(昭和六十三年農林省告示第十四百四十三号) は規定する構造用単板精圖材の日本農林規格 規格(昭和六十三十書林省告示第十四百四十三号) は、までさ、大、よる。)に規定する中継は 本規格」という。)に規定する中継は規格(昭和四 本規格」という。)に規定する甲種枠組材の特徴、 本規格」という。)に規定する甲種枠組材の特別。 本規格」という。)に規定する甲種枠組材の特別。 本規格」という。)に規定する甲種枠組材の特別。 本規格」という。)に対定する甲種枠組材の特別。 本規格、、側根 本規格」とは、また。
集成材規格」という。) に規定する集成材の規格

	根太氏後び夭井	↑ミニウム   亜鉛めっき合金鋼板及び鋼帯) に規定する又は日本工業規格G三三二二 (塗装溶融五十五%アめっき鋼板及び鋼帯)   九九八に規定する鋼材の規調材の規格、日本工業規格G三三二二 (塗装溶融亜鉛付)   中九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格G三三二二 (塗裝溶融亜鉛格、日本工業規格G三三二一 (溶融五十五%アルミニめっき鋼板及び鋼帯)   九九八に規定する鋼材の規めっき鋼板及び鋼帯)   九九八に規定する鋼材の規付に掲げる規格、日本工業規格G三三○二 (溶融亜鉛				
Ū	つなぎ壁の上枠及び頭	<ul> <li>         かの三級若しくはスタンダード </li> <li>         在の三級若しくは乙種たて継ぎ材のコンストラクショ程をつけ、人上ラクション若しくはスタンダード又は枠材規格に規定する甲種枠組材の三級若しくは乙種枠組は、→に掲げる規格に限る。)、枠組壁工法構造用製しに掲げる規格(耐力壁に使用する枠組材にあって</li> </ul>		つなぎ壁の上枠及び頭	しくはスタンダード 級若しくは乙種たて継ぎ材のコンストラクション若構造用たて継ぎ材規格に規定する甲種総継ぎ材のニトラクション若しくはスタンダード又は枠組壁工法する甲種枠組材の三級若しくは乙種枠組材のコンス「に掲げる規格、枠組壁工法構造用製材規格に規定	3-
	壁のたて枠	たて継ぎ材の規格枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用異等級構成集成材に係るものを除く。)又は「口に掲げる規格(構造用集成材規格に規定する非対称	<u> </u>	壁のたて枠	用たて継ぎ材の規格枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠称異等級構成集成材に係るものを除く。)又は「に掲げる規格(構造用集成材規格に規定する非対	
( <del>f</del> )	壁の下枠	継ぎ材規格に規定する乙種たて継ぎ材のユティリティる乙種枠組材ユティリティ又は枠組壁工法構造用たて「己に掲げる規格、枠組壁工法構造用製材規格に規定す		壁の下枠	リティ たて継ぎ材規格に規定する乙種たて継ぎ材のユティする乙種枠組材ユティリティ又は枠組壁工法構造用 「に掲げる規格、枠組壁工法構造用製材規格に規定	

用いる壁材

筋かい

構造部材の種類	材料の種類	<b></b>
	構造用合板	る特類「構造用合板規格」という。) に規定す年農林省告示第千三百七十一号。以下構造用合板の日本農林規格(昭和四十四
	は造用パネ	一級、二級、三級又は四級造用パネル規格」という。)に規定する二年農林省告示第三百六十号。以下「構造用パネルの日本農林規格(昭和六十
状態となるおそ又は常時湿潤の分に用いる壁材と固する部	ルボード パーティク	タイプ 七・五・一○・五タイプ又は三○・一五プ、一三タイプ、二四・一〇タイプ、一所・「○タイプ、一四・一〇タイプ、一ボード) 一九九四に規定する一八タイ日本工業規格 < 五九○八(パーティクル)

造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に 限る。)に適合するものとしなければならない。

八十五号) に規定する板類の一級

○こ掲げる規格(○に掲げる規格(○に掲げる規格を 除く。)及び構造用集成材規格に規定する非対称異等

**級構成集成材に係るものを除く。) 又は針葉樹の下地** 用製材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第千

二、構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構

用いる壁材

れのある部分に

	構造部材の種類	材料の種類	<b></b>
			構造用合板の日本農林規格(昭和四十
		構造用合板	四年農林省告示第千三百七十一号。以
		棒运用名	下「構造用合板規格」という。) に規
			定する特類
$\Box$			構造用パネルの日本農林規格(昭和六
		捷造用パネ	十二年農林省告示第三百六十号。以下
			「構造用パネル規格」という。)に規
			定する一級、二級、三級又は四級
	最かい面する部		日本工業規格▲五九○八(パーティク
	分に用いる壁材		ルボード)   九九四に規定する一八
	又は常時湿潤の	パーティク	タイプ、  三   1   0   0   0   0     0   0     0     0     0       0
	状態となるおそうして	⇒ボード	プ、一七・五・一〇・五タイプ又は三
	1		

〇・一五タイプ

| 「 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構 造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に 限る。)に適合するものとしなければならない。

	T	
		口に掲げる規格(構造用集成材規格に規定する非対
		称異等級構成集成材に係るものを除く。)又は針葉
<u><del>(H)</del></u>	筋かい	樹の下地用製材の日本農林規格(平成八年農林水産
		省告示第千八十五号) に規定する板類の一級

イ イボー	ドの三五タイプ又は四五タイプ九九四に規定するハードファイバーボー日本工業規格 < 五九〇五(繊維板) 一
メント板硬質木片セ	メント板 <u>ト板) 二○○一</u> に規定する硬質木片セ日本工業規格 < 五四○四(木質系セメン
<b>ル板</b> フレキシブ	ブル板 ント板) 一九九五に規定するフレキシ日本工業規格A五四三〇(繊維強化セメ
を を を を を を を を を を を を を を	い酸カルシウム板 ント板) 一九九五に規定する一・〇け日本工業規格 < 五四三〇(繊維強化セメーライト板 フト板) 一九九五に規定する〇・八パリナ板) 一九九五に規定する〇・八パ日本工業規格 < 五四三〇(繊維強化セメ
ント板 パルプセメ	プセメント板 ト板) 一九九三に規定する一・〇パル日本工業規格 < 五四一四(パルプセメン
數技	規定する板類の一級成八年農林水産省告示第千八十五号)に針葉樹の下地用製材の日本農林規格(平

九〇五(纖維板) 一	- 11 H	日本工業規格 < 五九〇五(繊維板)
ハードファイバーボー	ベールボー	一九九四に規定するハー ドファイバー
は四五タイプ		ボードの三五タイプ又は四五タイプ
四〇四(木質系セメン	硬質木片セ	日本工業規格A五四一七(木片セメン
に規定する硬質木片セ	メント板を与った。	ト板) 一九九二に規定する硬質木片
	ノハーを	カメソヤ蒑
四三〇(繊維強化セメ	レフキツブ	日本工業規格A五四三〇(繊維強化セ
、五に規定するフレキシ		メント板) 一九九五に規定するフレ
	<u> </u>	キシブル板
四三〇(繊維強化セメ	石錦パー ラ	日本工業規格▲五四三○(繊維強化セ
r 五に規定する○・八パ	<b>イ</b> 下核	メント板) 一九九五に規定する〇・
	\ — <del>  </del>	<b>ペパーライト板</b>
四三〇(繊維強化セメ	石錦けい豚	日本工業規格▲五四三○(繊維強化セ
r 五に規定する I・○け	セポッウム	メント板) 一九九五に規定する一・
	模	○けい酸カルシウム板
		日本工業規格 4六七〇一(炭酸マグネ
	シウム板が高いくこ	<u>シウム板) 一九七九に規定する○・</u>
	WE 4#	
四   回 ( パルプセメン	パラカメ	日本工業規格A五四一四(パルプセメ
に規定する一・〇パル	ン下板	ント板) 一九九三に規定する一・〇
	\\— <del>  </del>	パルプセメント板
村の日本農林規格(平		針葉樹の下地用製材の日本農林規格
(告に第十八十五号) に	歌友	( 平成八年農林水産省告示第千八十五
<b>数</b>		号)に規定する板類の一級

	1			i		1		
		ツージング	日本工業規格 < 五九〇五(繊維板) I				ツージング	日本工業規格▲五九○五(繊維板)
		ボード	九九四に規定するシー ジングボード				ボーエ	一九九四に規定するシージングボード
		ミディアム	日本工業規格 < 五九〇五(繊維版), I					
		アンツアイ	九九四に規定する中質繊維版三十タイプ					
		<u>- ファイバ</u>	<u>(≥をより、 ロを</u> より)					
		<u>- ギーエ</u>						
		火山性ガラ	日本工業規格A五四四〇(火山性ガラス					
		ス質複層板 グリヴァラ	質複層板(>Sボード)) 二〇〇〇日					
		了 算 移 層 板	規定する火山性ガラス質複層板					
		レスシート	日本工業規格A五五二四(ラスシート)				レスツート	日本工業規格 <五五二四(ラスシー
		1111/11/	一九九四				1111/1/1	ト) 一九九四
			○に掲げるそれぞれの規格 (構造用合板)					○に掲げるそれぞれの規格(構造用合
		① 型型で	については、構造用合板規格に規定する			しておげる	板については、構造用合板規格に規定	
	①に掲げる部分	本菜	類を含む。)			①に掲げる部分	本菜	<b>する一類を含む。)</b>
	以外の部分に用	せっこうボ	日本工業規格A六九〇一(せっこうボー		U	以外の部分に用	せっこうボ	日本工業規格A六九〇一(せっこうボ
	いる壁材	- エ カルコルビ	ド製品) 一九九四に規定するせっこう			いる壁材	- 7 - 11/1/12	- ド製品) ・一九九四に規定するせ
			<b>モール</b>					∪ いしだー ホ
Û		構造用合板	日本工業規格に規定する特類又は一類		U		構造用合板	日本工業規格に規定する特類又は一類
		構造用パネ	構造用パネル規格に規定する一級、二				構造用パネ	構造用パネル規格に規定する一級、二
		4	級、三級又は四級				≥	級、三級又は四級
1	I		I I	ı	1	I	l	I I

口 木質接着成形軸材料及び木質複合軸材料

用いる場合に限る。)

の上枠、頭つなぎ、耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に
| 構造用鋼材及び鋳鋼(枠組材のうち床根太、天井根太、耐力壁以外の壁

については、前各号の規定は適用しない。

通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じて基準強度の数値を指定したものち次のいずれかに該当するもの又は前各号に掲げるもの以外の木材で国土交第二百一号。以下「法」という。)第三十七条に規定する指定建築材料のう

三、構造耐力上主要な部分に使用する材料で、建築基準法(昭和二十五年法律

		日本工業規格 A 五九〇八(パーティクル
	パーティク	ボード) 一九九四に規定する一八タイ
		プ、一三タイプ、二四・一〇タイプ、一
	六ボーエ	七・五 一〇・〇五々イプ又は三〇 一
		五タイプ
地材床材又は屋根下	メント板硬質木片セ	ント板 板) 一九九二に規定する硬質木片セメ 日本工業規格 A 五四一七(木片セメント
	ニディアム	日本工業規格▲五九○五(繊維版) ─
	ドンツアム	九九四に規定する中質繊維版三十タイプ
	<u>- ファイバ</u>	<u>(∑をより、でをより)</u>
	-#-1	
	火山性ガラ	日本工業規格A五四四〇(火山性ガラス
	ス質複層板火山性がラ	質複層板(>5ボード))   11000日
		規定する火山性ガラス質複層板

と認めたものについては、前各号の規定は適用しない。三、構造耐力上主要な部分に使用する材料で建設大臣が構造耐力上支障がない

- 八 木質断熱複合パネル
- 二 木質接着複合パネル
- とするものとする。かしめ部分の内法は公称板厚の数値以上とし、厚さは〇・八ミリメートル以上でしめ部分の内法は公称板厚の数値以上とし、厚さは〇・八ミリメートル以上ミング加工又はプレス加工により成形したもの(以下「薄板軽量形鋼」という耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合にあっては、これらを冷間でロールフォーニ号の国土交通大臣の認定を受けた構造用鋼材及び鋳鋼を枠組材のうち床根太格又は日本工業規格の三三二二(塗装溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金の言三二二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格の三三二二(溶融五十五%アルミニウム 亜鉛する鋼材の規格、日本工業規格の三三二二(溶融面鉛めっき鋼板及び鋼幣) 一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格の三三二二(溶融面がのび鋼器) 一九九八に規定する鋼材の規格の正式の二(溶配面鉛めの含料をのが翻書) 一九九八に規定

- 三 上台は、基礎に直径十二ミリメートル以上、長さ三十五センチメートル以 上のアンカーボルトで緊結しなければならない。この場合において、アンカ ーボルトは、その間隔をニメートル以下として、かつ隅角部及び土台の継ぎ 手の部分に配置すること。
- 設ける等の場合であって、当該耐力壁の直下の床根太等を構造耐力上有効に 哺強したパときは、この限りでない。
- ニー 一階の耐力壁の下部には、土台を設けなければならない。 ただし、地階を
- 八 地階を徐く階数が三である建築物の布基礎には、幅四十五センチメート ル以上、厚さ十五センチメートル以上のフーチングを設けること。
- ルジェとすること。
- ロー 立上り部分の高さは地上部分で三十センチメートル以上と、立上り部分 の厚さは十二センチメートル(地階を徐く階数が三である建築物にあって は、十五センチメートル)以上と、基礎の底盤の厚さは十二センチメート
- → 一体の鉄筋コンクリート値(二以上の部材を組み合わせたもので、部材 相互を繋結したものを含む。以下司じ。) 又は無筋コンクリート造のべた 基礎又は布基礎(地階を徐く階数が三の建築物又は地階を徐く階数が二で ある建築物で、特定行政庁が建築基準法施行令(以下「今」という。)第 一体の鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎)とすること。
- 建築物の基礎の構造は、次に定めるところによらなければならない。
- 第三 基礎及び上台

- | 世階を徐く階数が三である建築物のアンカーボルトは、八に定める部分 のほか、一階の床に達する関口部の両端のたて枠から十五センチメートル 以内の部分に配置すること。ただし、実験又は計算によってこれと司等以
- ハ アンカーボルトは、その間隔をニメートル以下として、かつ隅角部及び 上台の継ぎ手の部分に配置すること。
- ロ 地階を徐く階数が三である建築物の布基礎には、福四十五センチメート ル以上、享さ十五センチメートル以上のフーチングを設けること。 ただ し、実験又は計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合 においては、この限りではない。
- <u>イ 布基礎は、その幅を十二センチメートル(地階を除く階数が三</u>である建 築物にあっては、十五センチメートル)以上、地面からその上端までの高 さを三十センチメートル以上とすること。
- ルトで緊結しなければならない。
- ンクリート造の布基礎(地階を徐く階数が三の建築物又は地階を徐く階数が 二である建築物で、特定行政庁が今第四十二条第一頃の規定によって指定し た区域内におけるものにあっては、一体の鉄紡コンクリー ト造の布基礎)に 、直径十二ミリメートル以上、長さ三十五センチメートル以上のアンカーボ
- ── 一階の耐力壁の下部には、土台を設けなければならない。ただし、地階を 段ける等の場合であって、当該耐力壁の直下の末根太等を構造耐力上有効に 情強したいときは、この限りでない。
- 第三 上台及び基礎

- ものとしなければならない。○六、二○八、四○四、四○六又は四○八に適合するもの又はこれら以上の四、二○八、四○四、四○六又は四○八に適合するもの又はこれら以上の四、二四、十台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二○四、二
- きる。 腐剤塗布、浸せきその他これに類する防腐処理を施したものによることがで型式四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものを用いる場合においては、防示がしてあるものを用いなければならない。ただし、同規格に規定する寸法工台には、枠組壁工法構造用製材規格に規定する防腐処理を施した旨の表

#### 第四 压

- <u>のもの</u>としなければならない。 寸法型式二○六、二○八、二一○又は二一二に適合するもの又はこれら以上一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する
- にころび止めを設けなければならなう。 を四・五メートル未満とする場合を除く)においては、三メートル以下ごといる場合(当該根太を二以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式ニーニに適合するものを用ニ 床根太の支点間の距離は、八メートル以下としなければならない。床根太
- は、六十五センチメートル以下としなければならない。三、床根太相互及び床根太と側根太の間隔(以下「床根太間隔」という。)
- 床根太で補強しなければならない。 四 床に設ける関口部は、これを構成する床根太と同寸法以上の断面を有する

- は、この限りではない。上に構造耐力上安全であることが確かめられた方法により配置するとき
- ない。○六、二○八、四○四、四○六又は四○八に適合するものとしなければなら三 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二○四、二
- きる。 腐剤塗布、浸せきその他これに類する防腐処理を施したものによることがで型式四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものを用いる場合においては、防示がしてあるものを用いなければならない。ただし、同規格に規定する寸法団 土台には、枠組壁工法構造用製材規格に規定する防腐処理を施した旨の表

#### 第四 床

- らない。 寸法型式二○六、二○八、二一○又は二一二に適合するものとしなければな。一、床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する
- **けなければならない。** 未満とする場合を除く)においては、三メートル以下ごとにころび止めを設太を二以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離を四・五メートル用製材規格に規定する寸法型式ニーニに適合するものを用いる場合(当該根ニ 床根太の支点間の距離は、ハメートル以下とし、床根太に枠組壁工法構造
- は、六十五センチメートル以下としなければならない。三、床根太相互及び床根太と側根太の間隔(以下「床根太間隔」という。)
- 床根太で補強しなければならない。 四 床に設ける開口部は、これを構成する床根太と同寸法以上の断面を有する

- 力壁の直下の床根太は、構造耐力上有効に補強しなければならない。五 二階又は三階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合においては、当該耐
- と、それぞれすることができる。とうなどれたすることができる。とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板級又は二級〕のものに限る。)と、床根太間隔を三十一センチメートル以下間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一個は造用パネル規格に規定する一級、二級、三級〔床根太相互又は床根太の用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネルンチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造一級のものに限る。)としなければならない。ただし、床根太間隔を五十セ以上のパーティクルボード又は構造用パネル(構造用パネル規格に規定する大、床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十八ミリメートル
- 確かめられた場合においては、この限りでない。容せん断<mark>耐力</mark>が次の表の許容せん断<mark>耐力</mark>の欄に掲げる数値以上であることがりに緊結しなければならない。ただし、接合部の短期<u>に生ずる力</u>に対する許部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとお七 床の各部材相互及び床の枠組と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する

が能の全球総	緊結の方法	許容せん断			
m#/4515 14-14II 41	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	献力	

- ものについては、この限りではない。
  し、建設大臣がこれと同等以上の効力を有すると認める方法により補強する力壁の直下の床根太は、構造耐力上有効に補強しなければならない。 ただ五 二階又は三階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合においては、当該耐
- と、それぞれすることができる。とうれぞれすることができる。とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板は観又は二級〕のものに限る。)と、床根太間隔を三十一センチメートル以下間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一角造用パネル規格に規定する一級、二級、三級〔床根太相互又は床根太の用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネルンチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造一級のものに限る。)としなければならない。ただし、床根太間隔を五十セ以上のパーティクルボード又は構造用パネル(構造用パネル規格に規定する大、床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用の表、厚さ十八ミリメートル
- 値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。短期応力に対する許容せん断応力が次の表の許容せん断応力の欄に掲げる数りに緊結しなければならない。ただし、構造計算又は実験によって接合部の部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおし、床の各部材相互及び床の枠組と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する

<b>経結する部分</b>	緊結の方法			許容せん
mu/4/5 12 14 1/10 4/1	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	断応力

号の表において同様とする。

一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第五の第十四号及び第七の第九

この表のくぎの種類の欄に掲げる記号は、日本工業規格A五五〇八(くぎ)

体格士	《と士台又は	OZΉH			一箇所あた
	が	して大田	III M		<u>5∏00</u>
		шSНH	<del>     </del>		<u>Πη- ΤΥ</u>
		四八八四	□₩		
雑長	地階を除く	(12   JIId		二五センチメ	メー
⊀×	階数が三で	02+H		- トル以下	当れこ
は剣	ある建築物			1 2 515 11 12	<u>00114-</u>
根太	6   短	ωΖΉΗ			<u> </u>
HL				- <del> </del>	
111×	その他の階	131=1		五〇センチメ	メー
さき		02±H		- トル以下	当れら
Λŧυ		LUIT		三六センチメ	<u>00114-</u>
		日へ七五		- ト <del>ラ</del> 以下	<u> </u>
係の	床材の外周	U 2140		一五センチメ	メートラ
<b>李</b> 熙	<b>治</b> 尔	02#0		- トル以下	当たり二八
と床		m 7150		10センチメ	<u>00114-</u>
₽		m Z M O		- ト <del>リ</del> 以下	<u> </u>
	その他の部	U 2100		ニロロンチメ	メートゴ
	尔	OZHO		- トル以下	当れら
		พรเป		一五センチメ	<u>00114-</u>
		H 2 H O		ートル以下	<u> </u>
	と 枠 床 つ は 台 と 根 は 太 端 頭 麻 組 の き 頭 又 土 太 側 又 根 い	本 た な と か と は い さ は い さ は い さ は い い は い い は い い は い い い い	A	A	### A B B B B B B B B B B B B B B B B B

号の表において同様とする。 一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第五の第十四号及び第七の第九この表のくぎの種類の欄に掲げる記号は、日本工業規格▲五五○八(くぎ)

	I					
	床根太-	と土台文は	nshЩ	<del>  {</del>		一箇所あ
	頭つなぎ	U	UNKE	шИ		おり
$\Box$			шSНH	IJ <del>∜</del>		○キログ
			四乙六五	日本		<u> </u>
	<b>編根</b> 太	地階を除	OZ力H		二五センチメ	1 1 - 1
	又は側	く階数が	02+M		ートル以下	ル当たり
	根太と	ミである			1 2515 11 4	11110#
	土台区	建築物の	шЦZш		· / ↑ / ↑ / ↑ / ↑ / ↑ / ↑ / ↑ / ↑ / ↑ /	ログラム
	は頭つ	置			- <i>ト</i> ルソ	
	#U	その他の	_ 121=		五〇センチメ	*- +
		型	nsth		- トル以下	ル当たり
			w = / )  d		三六センチメ	110#
			四乙七五		- トポ以下	ログラム
	床の枠	床材の外	∪ZHO		一五センチメ	1 1 - 1
	組と床	周部分	OZMO		- トル以下	ル当たり
	<b>\Sigma</b>		m 7150		○センチメ	<u>                                      </u>
			BNHO		- トポ以下	ログラム
		その他の	∪ZHO		ニロセンチメ	\( \times - \tau \)
		<b>治</b> 尔	O Z MO		ートル以下	ル当たり
			m ZHO		一五センチメ	1110#
			42HO		ートル以下	ログラム
1.1			▘ ▗▘ ▗▘ ▗▘ ▘		見各ト도丘〇~	( ) ( ) ( ) ( )

に、つりあいよく配置しなければならない。ただし、耐力壁と併せて鉛直力

耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるよう

木 床根太を薄板軽量形調とする場合

第五 耐力壁等

料又は木質復合触材料とする場合

- 二 床根太、端根太又は側根太を法第三十七条に規定する木質接着状形軸材
- 末を法第三十七条第二号の認定を受けた木質断熱複合パネルとする場合
- ロ 末ばり又は末トラスを用いる場合
- **/** 大引き及び床つかを用いる場合
- パニとを確かめられたものについては、前各号の規定は適用しない。

載荷重へ今第八十六条第二項にだし書の規定によって特定行政庁が指定する 多雪又域においては、更に慎雪荷重を加えたものとする。))によって生ず るぶつ度が、当該宋の各断面の長期に生ずる力に対する許容ぶ力度を超えな

上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用し ない。この場合において、同条各号中「蕭告耐力上主要な部分」とあるの は、「宋版」と読み替えて計算を行うものとする。 十 次に掲げる場合において、当該床に常時作用している荷重(固定荷重と積

の地上部分について行う今第八十二条の三第二号に定める構造計算により、 は、適用しない。 **ルー階の床を鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とする場合におい** て、今第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力

八 二階以上の床を鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とする場合に おいて、今第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等 購造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定

> 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるよう に、つりあいよく配置しなければならない。ただし、実験又は計算によって

第五 耐力壁等

大引き及び床つかを用いる場合、床ばりを用いる場合、布基礎を鉄筋コン クリート造とする場合又は床を鉄筋コンクリート造若しくは無筋コンクリー ト造とする場合において、前各号に規定するものと同等以上の効力を有する 方法によって床を構成するものについては、これらの規定は、適用しない。

ずならなり。十九号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめなけれを負担する柱を設ける場合にあっては、昭和六十二年建設省告示第千八百九

- 力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。いては、当該部分の小屋の荷重は原則としてそれぞれ一階又は二階の構造耐二 二階部分又は三階部分に耐力壁を設けずに当該部分を小屋とする場合にお
- するもの又はこれら以上のものとしなければならない。 定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合三、耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規
- 面積をいう。以下同じ)からその階の床面から高さが一・三五メートル以下は、当該上の階を含む)の見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影りて得た数値以上で、かつ、その階(その階より上の階がある場合において場合においては、次の表に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値)を乗し、特定行政庁が令八十八条第二項の規定によって指定した区域内における数で、その階の床面積(その階又は上の階の小屋裏、天井その他これらに類すて当該耐力壁の長さに同素の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計で当該耐力壁の種類(くぎ又はねじの種類及びくぎ又はねじの本数又はでは次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次のつき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合におい

る柱を設けることができる。 構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、鉛直力を負担す

- 力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。いては、当該部分の小屋の荷重は原則としてそれぞれ一階又は二階の構造耐二」二階部分又は三階部分に耐力壁を設けずに当該部分を小屋とする場合にお
- するものとしなければならない。 定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合三 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規
- して得た数値以上としなければならない。 五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗

  大向の鉛直投影面積をいう。以下同じ)からその階の床面から高さが一・三
  る場合においては、当該上の階を含む)の見付面積(張り間方向又はけた行した数値)を乗じて得た数値以上で、かつ、その階(その階より上の階があ
  表二に掲げる数値(特定行政庁が令八十八条第二項の規定によって指定したの倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積に次の表一 二の耐力壁の種類の欄に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さに同表れては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次のつき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合におい

上としなければならない。の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以

表一

<del>7</del> 1				
		結の方法壁の枠組と	2000年4月	
	耐力壁の種類	じの種類人ぎ又はね	Mag	- <del>加</del> 格
	厚さ七・五ミリメートル			
	以上の構造用合板規格一		を対解した	
	級の構造用合板、厚さ九		周部分は	
	ミリメートル以上の構造	OZHO	<u> </u>	
	用合板規格二級の構造用		ル以下、デメート	
	合板、厚さ七ミリメート		その他の	
	ル以上のハードボード、		のセンチ部分は二	
	厚さ一二ミリメートル以		<u>X−                                    </u>	
$\bigcirc$	上のパーティクルボード		以下	Ш
	又は構造用パネルを片側			
	全面に打ち付けた耐力壁			

表一

	耐力壁の種類	布斛	
$\Box$	付けた耐力壁 ティクルボード又は構造用パネルを片側全面に打ちのハードボード、厚さ一二ミリメートル以上のパー板規格二級の構造用合板、厚さ七ミリメートル以上の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上の構造用合物は	111	

			mzHO	トレは他下トン七周壁 ルチーの、ルチ・部材 以メ五部そルメエ分の 下 1 セ分の以 1 セは外					
1	$\bigcirc$	た耐力壁と たき 大を 大側 全面 に打ち付け ト を 大側 全面 に打ち付け ト ナル・ ナル ト ナル 以上 セミリメート ル以上 セミリメータ は厚さ 石 気 又は 厚さ 石 三 リメート ル 未満 関さ 七・ 五ミリメート ル	くぎの種類()に掲げる	国際   小人 でん かん	П•Н	Û	側全面に打ち付けた耐力壁-トル以上七ミリメートル未満のハードボードを片構造用合板規格二級の構造用合板又は厚さ五ミリメートル以上九ミリメートルメエカミリメートル以上九ミリメートル未満の	— : 元	- 16-
1	Û	耐力壁を片側全面に打ち付けたて縄けい酸カルシウム板さパミリメートル以上の石縄パーライト板又は厚「ニミリメートル以上ののフレキシブル板、厚さきたミリメートル以上	STHEIO DSHEIO	以 マ ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト	l·H	1	全面に打ち付けた耐力壁ミリメートル以上の石綿けい酸カルシウム板を片側ニミリメートル以上の石綿パーライト板又は厚さ八三ミリメートル以上の石錦パーライト板又は厚さ八厚さ六ミリメートル以上のフレキシブル板、厚さ一	一・卍	

		厚さ一二ミリメートル以					厚さ一二ミリメートル以上のせっこうボード又は厚		1
		厚さ一二ミリメートル以上のせっこうボード又は	せっこうボ	単材の外			全面に打ち付けた耐力壁   さーニミリメートル以上のシージングボードを片側		
		上のシージングボードを関いて「ミージ」	<u>- ボゴ艳し</u>	周部分は					
		片側全面に打ち付けた耐	<u>でとまで</u>	メートル十七ンチ					
		力壁	NHZEIH	の他の部以下、そ					
			Δ⊢νZ	分は二十	I			1	
			ボードにあ シージング	ートル以 センチメ					
			NZEI U hff、	<u>F</u>					
			0126						
				国土交通	<ul><li>・五から五までの</li></ul>		○から砂までに掲げる壁材以外のものを片側全面に		+
			国土交通大	大臣が認同士交通	範囲内において国土		打ち付けた耐力壁で、建設大臣が①から衂までに掲		
£	(H)	けたもの国土交通大臣の認定を受	くぎの種類臣が認める	の本数又めるくぎ	交通大臣が定める数	Œ	げる耐力壁と同等以上の倍率を有すると認めるもの	<b>川松印</b>	
		77#0		世間團	画				
		<b>一行から邸までに掲げる壁</b>			<b>一分ら迎までのそれ</b>			<b>一行から邸までのそ</b>	
		材を両側全面に打ち付け	<del> </del>	までのそ()から田	ぞれの数値と①から		<b>唇</b> 七翻	れぞれの数値と①	
	ò	た耐力壁	でのそれぞ	れぞれに	邱までのそれぞれの			から凪までのそれ	
	$\mathbb{S}$		くぎの種類れに掲げる	ぎの本数掲げるく	数値との和(五を超	$\mathbb{E}$		ぞれの数値との和	
				又は間隔	えるときは、五)			(五を超えるとき	
								<b>亞、</b> 田)	

(7)	力壁以上の筋かいを入れた耐上、幅八九ミリメートル厚さ一八ミリメートル以		本   本   本   本   本   本   本   で   に   で   で   か   で   で   で   か   で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	. О·н	(‡)	上の筋かいを入れた耐力壁厚さ一八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以	О·Н
(1)	とを併用した耐力壁力壁と壁と心に掲げる筋かい 「から穴までに掲げる耐	へ を を が の が の が の が の が の が の が の が の が が の が の が が が が が が が が が が が が が	又があれます。まではのばれるがあった。なったのである。とのののののののののののののののののののののののでは、人口のののののでは、人口ののののでは、人口のののののでは、人口のののののでは、人口のいる。	るときは、五)値との和(五を超えぞれの数値と他の数値と他の数	(1)	を併用した耐力壁(付から穴までに掲げる耐力壁と)	五) を超えるときは、の数値との和(五れぞれの数値との和色との和(五れぞれの数値と) (1)
表一	1				表一	11	
	耐力壁の種類	じの種類くぎ又はね	数又は間ねじの本くぎ又は	<del>仰</del> 梯		耐力壁の種類	<del>仰俐</del>
$\Theta$	打ち付けた耐力壁構造用合板を片側全面にの構造用合板規格一級の厚さ九ミリメートル以上	OZHO	以   人   部   ル   十   国   下   上   上   か   の 以   人   の 部   ト   に 他   ト   に 他   ト   ト   に 他   ト   ト   に か   ト   ト   に   ト   ト   に   ト   ト   ト   に   ト   ト	Ш·Ң	<b>\$</b>	構造用合板を片側全面に打ち付けた耐力壁厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格一級の	三・祖

ф

	四乙円〇	トンは他下トン七周 ルチーの、ルチ・部材 以メ五部マルメ五分の 下1セ分の以1セは外					
厚さ七・五ミリメートル					厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満		
以上九ミリメー トル未満					の構造用合板規格一級の構造用合板、厚さ七ミリ		
の構造用合板規格一級の					メートル以上の構造用合板規格二級の構造用合		
構造用合板、厚さ七ミリ					板、厚さ九ミリメートル以上の八― ドボード、厚		
メートル以上の構造用合					さーニミリメー トル以上のパーティ クルボード又		
板規格二級の構造用合	①に掲げる	①に想げ	111		はパネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	111	
板、厚さ九ミリメートル		間隔る人ぎの	111			111	
以上のハードボード、厚		<u> </u>					
さ ニニミリメートル以上							
のパーティクルボード又							
はパネルを片側全面に打							
ち付けた耐力壁							

1	<b>厚さ六ミリメートル以上と耐力壁</b> ト板を片側全面に打ち付ル以上の硬質木片セメントル末満のパードボード 番造用合板、厚さ五ミリメートリューにの はは、厚さ五ミリメートリス上にがいませた。 はは、同ななに、 はは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	くぎの種類()に関げる	副 る ら ら ら が ら が が が が が が が が が が が が が が	-   ・ 柱	11)	厚さ六ミリメートル以上のフレキシブル板、厚さト板を片側全面に打ち付けた耐力壁 又は厚さ一二ミリメートル以上の硬質木片セメンメートル以上で買けてミリメートルネ満のハードボードの構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ五ミリ	二二五	
(hi)	両方壁を片側を両に打ちてとり をとり をとり をとり をとり ない しょう しょう しょう しょう しょう はい いい しょう しょう かい しょう しょう はい しょう	NHNNH NHNH	以 マ ト ト ン は他 ト ト ン は他 ト ト カ の は カ の は カ カ カ カ カ ト カ に カ の は カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ	I	(Fd)	を片側全面に打ち付けた耐力壁厚さ一二ミリメートル以上の炭酸マグネシウム板ミリメートル以上の石綿けい酸カルシウム板又は八ミリメートル以上のパルプセメント板、厚さハーニミリメートル以上の石錦パーライト板、厚さ	11	- 20-

(五)	て耐力壁 面全面に斜めに打ち付け メートル以上の製材を片 トル以上、幅二一センチ壁又は厚さ一三ミリメー 上のせっこうボードを片 厚さ「二ミリメートル以	<del>1</del> 121/17/	下   1   1   1   1   1   1   1   1   1	一・莊	(Ħ)	面全面に斜めに打ち付けた耐力壁トル以上、幅二一センチメートル以上の製材を片面全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ一三ミリメー厚さ一二ミリメートル以上のせっこうボードを片厚さ一二ミリメートル以上のせっこうボードを片	l · H	
₩	耐力壁を片側全面に打ち付けた ル以上のものに限る。) は厚さ〇・六ミリメート は板は厚さ〇・四ミリメ 鉄板は厚さ〇・四ミリメ はラスシート(角波亜鉛 早と一に対し、カル・ドス	くぎの種類田に掲げる	間隔 るへが の 可 あ が が で	I	€	耐力壁 ル以上のものに限る。)を片側全面に打ち付けたートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートはラスシート(角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメ厚さ一二ミリメートル以上のシージングボード又	I	- 21-
(+)	に横に打ち付けた耐力壁 ル以上の製材を片側全面上、幅二一センチメート 厚さ一三ミリメートル以	ONNO ONNO	本 枠 及 (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	O·н	( <del>1)</del>	ル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁厚さ一三ミリメートル以上、幅二一センチメート	О·Н	

(4)	に打ち付けた耐力壁 材以外のものを両側全面 少から吹までに掲げる壁けたもの けたもの	Vind	ス ぎ 掲 れ ま (ウ ばのめ大面は の げ ぞ で か 間本る 臣士間 本 る れ の ら 隔数くが交 数 く に そ (ツ) 又 ぎ 認 通	えるときは、五) 数値との和(五を超%までのそれぞれの それの数値としから 小から災までのそれ 位値 公通大臣が定める数 電面内において国土	(4)	打ち付けた耐力壁 →から吹までに掲げる壁材以外のものを両側全面にの の ける耐力壁と同等以上の倍率を有すると認めるも打ち付けた耐力壁で、建設大臣が小から出までに掲げる壁材以外のものを片側全面に	えるときは、五)数値との和(五を超処までのそれぞれの表にのそれぞれのでれるの数値としから しから吹までのそれ	-
$\oplus$	た耐力壁以上の筋かいとを併用し上、幅八九ミリメートル厚さ一八ミリメートル以	くざの種類の口間があ	 	O·H	(+)	以上の筋かいとを併用した耐力壁厚さ一八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル	O·H	
$(\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!$	いとを併用した耐力壁力壁と中に掲げるすじ交付の別までに掲げるが	くぎの種類 れに掲げる でのそれぞ 小から出ま	図問題はなるなる。ないのでは、まないのでは、まないのでは、ならならららららららららららららららららららららららららららららららららら	るときは、五)値との和(五を超えぞれの数値と中の数値と中の数値で	(#)	いとを併用した耐力壁(小から小までに掲げる耐力を対する)	るときは、五)値との和(五を超えぞれの数値と中の数値と中の数値と中の数値と中の数	

1	)
	7

世梁物	階の床面積	に乗ずる数値	(単位 一平方メー-	トルにつきセンチメー
	<b>⊤</b> ≓)			
	<b>判</b> 置 化 货	地階を除く	地階を除く階数が	地階を除く階数が三
	く階数が	階数が二で	三である建築物	である建築物(以下
	1 である	ある建築物	で、三階部分に耐	「三階建ての建築
	建 築 物	(以下「二	力壁を設けず当該	物」という。)で、
	( 잘 논	階建ての建	部分を小屋とし、	上欄に掲げる建築物
	「計國制	築物」とい	かつ、三階の床面	以外のもの
	ての建築	<i>₁</i> 0°)	積が二階の床面積	
	数」 かご		<b>6</b> 11分€1以下6	
	<i>₁</i> 0° )		建築物(以下「小	
			屋裏利用の三階建	
			ての建築物」とい	
			10°)	

# 表二

ミリメートル以上のものを表すものとする。類、呼び径及び長さが、それぞれ、トランペット、四・二ミリメートル及び三〇一九九五に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種上のものを、DTSNは、日本工業規格B一二二五(ドリリングタッピンねじ)

一九九五に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種上のものを、DTSNは、日本工業規格B一二五(ドリリングタッピンねじ)て、呼び径及び長さが、それぞれ、三・八ミリメートル及び三二ミリメートル以B一一二二(十字穴付き木ねじ) 一九九五に適合する十字穴つき木ねじであっ五、UNATO、BN五〇、GNF四○及びSN四○を、WSNは、日本工業規格<五五〇八(くぎ) 一九九二に規定するSFN四口の表において、SFN四五、UNATO、BN五〇、GNF四○及びSN四○

L					
表	1				
	建築物	階の床面積	恨に乗ずる数値	(単位 一平方メート	- ルにつきセンチメー
		<b>⊥</b> ⇒)			
		地階を除	地階を除く	地階を除く階数が	地階を除く階数が
		く階数が	階数が二で	三である建築物	三である建築物
		一である	ある建築物	で、三階部分に耐	(以下「三階建て
		建築物	(짓下,川	力壁を設けず当該	の建築物」とい
		( 정 논	階建ての建	部分を小屋とし、	う。) で、七欄に
		「	築物」とい	かつ、三階の床面	掲げる建築物以外
		ての建築	<i>₁</i> 0°)	積が二階の床面積	e#e
		物」とい		の二分の一以下の	
		<i>i</i> ℃。)		建築物(以下「小	
				屋裏利用の三階建	
				ての建築物」とい	
				<i>₁</i> C°)	

					型	置	週	置	盟	川樫					- 超	11	握	經	1	题		
	多雪区域	屋根を金						1		<u> </u>		经区量多	屋根を金	1	•							
	(令<+六	属板、石										(令<+长	属板、石									
	条第二頃た	板、石錦										条第二頃た	板、石錦									
	だし書の規	<b>≺</b> 7−										だし書の規	<b>K7</b> -									
	定によって	ト、木版	1.1	二代	- 年	III<	IЩ	四人		I <		定によって	ト、木版	1.1	元	1 14	III<	- IH	四六		_ \	
	特定行政庁	その他こ	1 1	111	116		11111					特定行政庁	4の他に		117	1114		11114		1112	-	
	が指定する	れらに類										が指定する	れらに類									
$\square$	多雪区域を	い種84									$\Box$	<b>%</b> 體 区 其 条	り種と									
	いう。以下	材料でふ										いう。以下	材料でふ									
	同じ)以外	いたもの										同じ) 以外	いたもの									
	の区域にお	屋根をそ										の区域にお	屋根をそ									
	ける建築物	の他の材										ける建築物	の他の材									
		料でない	IН	11[11]	111	回口	IIIO	HО	三九	ΙE			料でない	IН	11[11]	111	四二	IIIO	HО	三元		
		たもの											たもの									24-
	多雪区域に	垂直曍深										多電区域に	垂直曍深									I
	おける建築	積雪量が										おける建築	積雪量が									
	黎	×- +										赘	×- +									
		は区ので											は区ので									
		における											における									
$\Box$		#6	IЩ	四川	11[11]	HII	四川	长()	<u>H</u>	IIIH	$\Box$		#6	IЩ	凹三	11 11	HII	四日	KO	丑一	三五	

を行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ 次のイ又は口に定める数値の区域に存する建築物と見なしてこの表の(二)を 適用した場合における数値とすることができる。 この場合において、垂直最深 積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、 平屋建て建築物にあっては二五と三九とを、二階建ての建築物の一階にあって は四三と五七とを、二階建ての建築物の二階にあっては三三と五一とを、小屋 裏利用の三階建ての建築物の一階にあっては五二と六六とを、小屋裏利用の三 階建ての建築物の二階にあっては四二と六〇とを、三階建ての建築物の一階に あっては六〇と七四とを、三階建ての建築物の二階にあっては五一と六八と を、三階建ての建築物の三階にあっては三五と五五とをそれぞれ直線的に延長

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三○度を超える建築物又は雪下ろし

六〇と七四とを直線的に補間した数

四個

- KO

长长

と六六とを直線的に補間した数

画

田七

三九

と六八とを直線的に補間した数

Ŧ

画

七四

imes

值 三 值

垂直晶深

積雪量が

| メー エ

ルを超え

ニーメー ト

ル未満の 区域にお

けるもの

垂直晶深 積雪量が ニメート ルの区域 における

₩В

した数値とする。

**イ 令第八十六条第四頃に規定する積雪荷重に乗ずべき数値を垂直最深積雪** 

は四三と五七とを、二階建ての建築物の二階にあっては三三と五一とを、小屋 裏利用の三階建ての建築物の一階にあっては五二と六六とを、小屋裏利用の三 **造建ての建築物の二階にあっては四二と六○とを、三階建ての建築物の一にあ** っては六〇と七四とを、三階建ての建築物の二階にあっては五一と六八とを、 三階建ての建築物の三階にあっては三五と五五とをそれぞれ直線的に延長した

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三つ度を超える建築物又は雪下ろし を行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ 次のイ又は口に定める数値の区域に存する建築物と見なしてこの表の(二)を 適用した場合における数値とすることができる。 この場合において、垂直最深 積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、 平屋建て建築物にあっては二五と三九とを、二階建ての建築物の一階にあって

ける もの まし は り ま り の ま り の の の も の は り の も の は り の り の り ま り の り ま り の り ま り の り ま り の り り り り	二五と三九とを値	四三と五七と香値	三三と五一とを値	五二と六六とを値	四二と六〇と為値	六〇と七四とを値		三五と五五とを
垂直最深								
積雪量が								
<b>火</b> − ⊤								
ルの区域								
における								
#6	三九	HТ	ĦП	**	代0	九囙	<b>⊀</b> <	田田

:直線的に補間した数

:直線的に補間した数

: 直線的に補間した数

: 直線的に補間した数

: 直線的に補間した数

:直線的に補間した

垂直曍深

積雪量が

| メー エ

ルを超え

ニーメー ト

数値とする。

表三			#ĶIII			
	凶」	見付面積に乗ずる数値		<b>対</b> 凶	見付面積に乗ずる数値	
		(単位 一平方メートルに			(単位 一平方メートルに	26-
		つきセンチメートル)			つきセンチメートル)	1
	今第四十六条第四項の表三の⊕の規定に	今第四十六条第四項の表三		今第四十六条第四項の表三の◯の規定に	今第四十六条第四項の表三	
	基づき特定行政庁がその地方における過	の①の規定に基づきを五〇		基づき特定行政庁がその地方における過	の①の規定に基づきを五〇	
$\Box$	去の風の記録を考慮してしばしば強い風	超え、七五以下の範囲にお	$\Box$	去の風の記録を考慮してしばしば強い風	超え、七五以下の範囲にお	
	が吹くと認めて規則で指定した区域	いて特定行政庁が地方		が吹くと認めて規則で指定した区域	いて特定行政庁が地方	
		における風の状況に応じて			における風の状況に応じて	
		規則で定めた数値			規則で定めた数値	
l	○□掲げる区域以外の区域			○に掲げる区域以外の区域		

- ならない 分を構造耐力上有効に補強した場合は六十平方メートル)以下としなければた部分の水平線投影面積は四十平方メートル(床の枠組と床材を緊結する部五 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁により囲まれ
- るときは、この限りではない。設ける場合は、それらの幅の合計とする。) が四メートル以下のものを設け開口部で、幅(交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満のただし、交さ部をこれと同等以上に構造耐力上有効に補強した場合においては、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。大 外壁の耐力線相互の交さ部(以下この号において「交さ部」という。)に
- で、 大十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル)とするこ場合においては、たて枠組相互の間隔は、 当該計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた トル以下)としなければならない。ただし、 今第八十二条第一号から第三 テメートル)以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物については、六十五センチメ用いる耐力壁については、六十五セン 用いる耐力壁については、五十センチメートル以下 (三階建ての建築物の三下法構造用製材規格に規定する寸法型式二○六又は四○六に適合するものを 下法構造用製材規格に規定する寸法型式二○六又は四○六に適合するものを 七、耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下(たて枠に枠組壁

- ければならないる部分を構造耐力上有効に補強した場合は六十平方メートル)以下としなれた部分の水平線投影面積は四十平方メートル(床の枠組と床材を緊結す五 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁により囲ま
- のものを設けるときは、この限りではない。に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。)が四メートル以下ル未満の開口部で、幅(交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方おいて、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートい。ただし、交さ部をこれと同等以上に構造耐力上有効に補強した場合には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならな大、外壁の耐力線相互の交さ部(以下この号において「交さ部」という。)
- る。
  シチメートルを超えるときは、六十五センチメートル)とすることができた組用互の間隔は、当該実験又は計算に基づく数値(当該数値が六十五セによって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たてすけ法型式二〇八又は四〇八に適合するものを用いる耐力壁については六十五センチメートル)以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する再のを用いる耐力壁については、六物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物については、六郎工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合するも

	费	傑 を	(イス 雑 は 様 二 巻 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 を を か る を を を を を を を を を ま り ま ま い ま の の と の と と の と と は の と と は と の と と ま の と と ま の と と ま か ら と と ま か ら と と ま か ら と れ ま か ら と れ ま か ら と れ ま か ら と れ ま か ら と れ ま か ら と れ ま か ら と れ ま か ら と ま ま れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ	大()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()() <th>ルセ 雑 築 川 小 ン</th> <th></th> <th>載</th> <th><b>鉄 を</b></th> <th>(イス 雑 口 巻 本 大 本 巻 本 本 な を を を を を を を を を を を を を を を を を</th> <th>チー雑 類 二 物 配 配 本 型 を 配 回 を 配 回 を 配 の は 裏 の は 裏 の は ま の の は に て と し て こ て 配 の 田 配 の と と の と と の と と の と と の と と の と と の と と の と と と と の と と と の と と と の と と と の と と ま ら と は の と と に い に い に い に い に の と と に い に い に い に い に い に い に い に い に い</th> <th>(アイトメート 女子(な) 体験を(し) 体験を(し) 体験を(の) の場の の場で (事) を関係を表して (事) を表して (事) を表して (事) を表して (事) を見います。</th>	ルセ 雑 築 川 小 ン		載	<b>鉄 を</b>	(イス 雑 口 巻 本 大 本 巻 本 本 な を を を を を を を を を を を を を を を を を	チー雑 類 二 物 配 配 本 型 を 配 回 を 配 回 を 配 の は 裏 の は 裏 の は ま の の は に て と し て こ て 配 の 田 配 の と と の と と の と と の と と の と と の と と の と と の と と と と の と と と の と と と の と と と の と と ま ら と は の と と に い に い に い に い に の と と に い に い に い に い に い に い に い に い に い	(アイトメート 女子(な) 体験を(し) 体験を(し) 体験を(の) の場の の場で (事) を関係を表して (事) を表して (事) を表して (事) を表して (事) を見います。
		9建築物	大田	HO	四田		おける多質区	建築物域以外の区域に	长田	МО	四五
	た る で 対 変 を 動	の 区域におけるも がーメートルの 垂直最深積雪量	HO	四円	ΞΞ		し る お 数 電	の域におけるもが一メートルの 垂直最深積雪量	HO	四日	ШЩ
(=)	数解	におけるものトル以下の区域 超えー・五メーダー メートルを 重直最深積雪量	ĦО	HIII			数 際	におけるものトル以下の区域 超えー・五メーダーメートルを 重直最深積雪量	HO	三王	111 1

- 28-

の表の通りとする。			
建築物	三階建ての建築	三階建ての建築	小屋裏利用の三階建て
	物の三階、二階	物の二階、小屋	の建築物の一階の建築
	建ての建築物の	裏利用の三階建	物(単位 センチメー
	二階又は平屋建	ての建築物の二	<b>∠</b> ⇒)
	ての建築物(単	階又は階建ての	
	位 センチメー	建築物の一階	
	<b>∠</b> ≒)	(単位 センチ	
		<b>≺</b> − <del>+</del> <del> </del> <del> </del>	
垂直最深積雪量			
が五〇センチメ			
- トル以下の区	ОЫ	НО	四田
域に存する建築			
	<u> </u>		<u> </u>

慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ第三号の 表二のイ又は口の定める数値の区域に存する建築物とみなして、この表の(二) を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直最深 積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、次

		が一・五メート			
		ルを超えニメー	四五	IIIH	111.1
		トル以下の区域			
		におけるもの			
	  J順  -  -	でがなく、 かつ、	その勾記が宴をっ	追える連築勿又.	ようしょう しょうしょう

垂直最深積雪量

しては、次の表の道にとする										
建築物	三階建ての建築物	三階建ての建築	小屋裏利用の三階建て							
	の三階、二階建て	物の二階、小屋	の建築物の一階の建築							
	の建築物の二階又	裏利用の三階建	物(単位 センチメー							
	は平屋建ての建築	ての建築物の二	<b>⊥</b> ⇒)							
	物(単位 センチ	階又は階建ての								
	<b>メー</b> <del>+</del> ⇒)	建築物の一階								
		(単位 センチ								
		<b>⊀</b> − ⊤≒)								
垂直最深積雪量										
が五〇センチメ										
- トル以下の区	HО	HО	四五							
域に存する建築										
發										

いては、欠の表の通りとする。

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が度を超える建築物又は雪下ろしを行 う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ第三 号の表二のイ又は口の定める数値の区域に存する建築物とみなして、この表の (二)を適用した場合における数値とすることができる。 この場合において、 垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものにつ

		垂直最深積雪量			
		が一・五メート			
		ルを超えニメー	四五	HIII	1111
		トル以下の区域			
		におけるもの			
<u> </u>	i				

量が五つセンチ メートルを超え HО 四五 曰一 | メートラ米瓶 の区域に存す る建築物とみ なされるもの 八 各耐力壁の隅角部及び交さ部にはそれぞれ三本以上のたて枠を用いるもの とし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効でなければならない。 九 屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は関口部の両端の部分にある耐力壁

物とみなされる

垂直最深情質

#16

- 構造耐力上有効に緊結しなければならない。 十 耐力壁の上部には、当該耐力壁の上枠と同寸法の断面を有する頭つなぎを

のたて枠は、直下の床の枠組に金物(くぎを徐く。以下同じ。)又は壁材で

- 段け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結しなければならない。 耐力 壁線に扱ける 関口部の 属は 四メートル 以下とし、かつ、その 幅の合
- 計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。
- 十二 幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成するたて 枠と同寸法以上の新面を有するまぐさ受けによって指示されるまぐさを構造 耐力上有効に設けなければならない。 ただし、これと同等以上の構造耐力上

有効な補強を行った場合においては、この限りではない。

- 合計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。 十二 幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成するた て枠と同寸法以上の新面を有するまぐさ受けによって指示されるまぐさを 膺造耐力上有効に設けなければならない。 ただし、これと司等以上の購造 耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りではない。
- を設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に繋結しなければならない。
- 十 耐力壁の上部には、当該耐力壁の上枠と同寸法の断面を有する頭つなぎ

耐力壁線に設ける親口部の幅は四メートル以下とし、かつ、その幅の

- 九 室外に面する部分で、かつ、隅角部又は親口部の両端の部分にある耐力 壁のたて枠は、直下の床の枠組に金物(くぎを徐く。以下同じ。)又は壁 材で構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 八 各耐力壁の隅角部及び交さ部にはそれぞれ三本以上のたて枠を用いるも

のとし、当該たて枠は相互に膺造耐力上有効でなければならない。

垂直最深積雪量 が五〇センチメ ートルを超え一 メートル未満の HО 四五 田口 区域に存する建 築物とみなされ

とみなされるも

6

るもの

- 31-

十三 筋かいには、欠込みをしてはならない

が確かめられた場合においては、この限りではない。許容せん断<mark>耐力</mark>が次の表の許容せん断<mark>耐力</mark>の欄に掲げる数値以上であることとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期<u>に生ずる力</u>に対する結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結方法の欄に掲げる牛四、壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊

+III	筋かいには、	欠込みをしてはならない	- >
+III	筋かいには、	欠込みをしてはならな:	_

場合においては、この限りではない。
次の表の許容せん断応力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた、構造計算又は実験によって接合部の短期応力に対する許容せん断応力がそれ同表の緊結方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし用する場合を除き、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それ十四 壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次号を適

	財器	する部	緊結の	方 法		許容せん断耐力			ままる	2 6 部	緊結の	方 法		許容せん断応力
	尔		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔				尔		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
	たては	粋と上	ozれO	<del> { </del>		一箇所当たり一			たては	‡ √ H	oz代O			一箇所当たり一
$\Box$	枠又はした		nsth			<u>○○○  ੫-⊤</u>			枠又t	はした	nshЩ			○○キログラム
	<b></b>		BN2九O	III <del>K</del>	<u> 7</u>	<u>7</u>	枠 BNN BNN BNN BNN BNN BNN BNN BNN BNN BN		ши					
			ロN六五						UZ∜H III <del>K</del>					
			шSНH								шSНЩ			
			田子NB	□₩							田子区四	□₩		
	۲	川陸	ozť0		二五センチメ				下枠	三階	UZĘO		二五センチメ	
	华	建て			ートル以下				と床	建て			ートル以下	
	Ŋ	の建				一メートル当た			の枠	の建				一メートル当た
	伥	鑅 犂	mz⊀O		一十カンルメ	<b>⊅</b>	IIIIOOII4   1		開	築物			一七句ンドメ	り三二〇キログ
	6	e 1		ートル以下	<u>- + y</u>				6 I	ωz⊀O	- 七字 3 k	トム		
	华	盟			,_,					置			<u>,_</u> ,	
	器													

,	1		1	1	T
	層 6 0 0	UZĘO		ートル以下五〇センチメ	<u> □                                    </u>
		mz40		- トル以下三四センチメ	<u>- + y</u>
1	なぎ上枠と頭つ	UZĘ0		- トル以下 五〇センチメ	り <u>一大〇〇二ュ</u> 一メートル当た
		mz⊀0		- トル以下三四センチメ	<u>- + y</u>
	て枠又はまたて枠とた	nshЩ		- トル以下 三〇センチメ	で <u>    ○○  </u>     メー
<b>₩</b>	ぐさ受け	四乙七日		- トル以下 二〇センチメ	<u>- 7 y</u>
	壁の枠組と		下枠、たて		
	筋かいの両	して大田	枠及び上枠		
	<b></b>				OOIIu = T
(Ħ)		四乙代田	三本枠及び上枠下枠、たて		<u>7</u>
+	(	•	•	•	

だし、建設大臣が次の表に掲げるものと同等以上の効力を有すると認める方 法により緊結するものについては、この限りではない。

五〇センチメ

三四センチメ

五〇センチメ

三四センチメ

- トル以下 三〇センチメ

ートル以下

ートル以下

ニロセンチメ

- トル以下

- トル以下

ートル以下

一メートル当た

り一六〇キログ

一メートル当た

り一大〇キログ

一メートル当た

りニニのキログ

一箇所当たり一

一〇キログラム

ラム

ラム

ラム

IJ₩ 十五 壁の枠組と壁材は、次の表に掲げるとおり緊結しなければならない。 た

下枠、たて

枠及び上枠

下枠、たて

枠及び上枠

1 |<del>|{</del>

W 6

他の

呉

上枠と頭つ

たて枠とた

て枠又はま

壁の枠組と

節かいの同 UZ大五

ぐさ受け

非洲

なぎ

 $\bigcirc$ 

Ø

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 

られれつ

BNA八〇

られれの

B N 九〇

OZ力田

四乙七五

四乙六五

を の 外 囲 部 分 は 、
ト フセンチメートル その他の部分は ビンチメートル以
ト ンセンチメートル その他の部分は
<u>、</u> )カン <i>ド</i> メー <i>⊤</i> ⇒
<u>,</u>
2の外周部分は
・五センチメート
以下、その他の部
ロースチスロエー
<del>/</del> 조ト
壁材の外周部分は一
トの色の部分は
) センチメー トリ
<u>,</u>
ì

の規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすることは、これに作用する荷重及び外力に対して、第一号及び第三号から前号まで土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁十六 地階の壁は、鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、直接

の規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすることは、これに作用する荷重及び外力に対して、第一号及び第三号から前号まで土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁十六、地階の壁は、鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、直接

・トル及び三○ミリメートル以上のものを表すものとする。 形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれ、トランペット、四・二ミリメッピンねじ) 一九九五に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部のメートル以上のものを、DTSNは、日本工業規格B一一二五(ドリリングタじであって、呼び径及び長さが、それぞれ、三・八ミリメートル及び三二ミリ業規格B一一二二(十字穴付き木ねじ) 一九九五に適合する十字穴つき木ねV団五、CN五〇、BN五〇、GNF四○及びSN四○を、WSNは、日本エこの表において、SFN四五、CN五〇、BN五〇、BN五〇、BNL〇〇及びSN四

ルシウム板又は炭板、石綿けい酸カ石 縄パー ライトフレキシブル板、	SHNING SNING()		三〇センチメートル下、その他の部分は五センチメートル以壁材の外周部分は一
酸マグネシウム板			以下
翻技	OZHO	二本 枠及び上枠 下枠、たて	
	mzHO	三本枠及び上枠下枠、たて	

ができる。

#### 第六 根太の横架材

ある欠込みをしてはならない。 床根太、天井根太その他の架材には、その中央部付近の下側に耐力上支障の

### 第七 小屋

- - 上のものとしなければならない。
- 二 たるき相互の間隔は、六十五センチメート以下としなければならない。
- 三」たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。
- 四 トラスは、これに作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全なものと
  - しなければならない。
- なければならない。五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結し
- 大 小屋組には、振れ止めを設けなければならない。
- 七 屋根には、風圧力その他の外力に対して安全なものとしなければならない
- 0
- ボード、ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十二ミリメートル以上のパーティクルるき相互間の間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ九定する一級若しくは二級ものに限る。)としなければならない。 ただし、たートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル(構造用パネル規格に規八 屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメ

ができる。

#### 第六 根太の横架材

ある欠込みをしてはならない。 床根太、天井根太その他の架材には、その中央部付近の下側に耐力上支障の

#### 第七 小屋

- ならない。 式二〇四、二〇六、二〇八、二一〇又は二一二に適合するものとしなければ一 たるき及び天井根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型
- 二たるき相互の間隔は、六十五センチメート以下としなければならない。
- 三」たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。
- しなければならない。四 トラスは、これに作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全なものと
- なければならない。 五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結し
- 六 小屋組には、振れ止めを設けなければならない。
- 七 屋根には、風圧力その他の外力に対して安全なものとしなければならない
- ィクルボード、構造用パネル(たるき相互間の間隔が三十一センチメート厚さ九ミリメートル以上の精造用合板、厚さ十二ミリメートル以上のパーテし、たるき相互間の間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、定する一級若しくは二級ものに限る。)としなければならない。ただートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル(構造用パネル規格に規八 屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメ

- 36-

ル以上のものに限る。)とすることができる。間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚さ十八ミリメートる。)又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板(たるき相互のおいては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限構造用パネル(たるき相互間の間隔が三十一センチメートルを超える場合に

であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
「カに対する許容せん断<mark>耐力</mark>が次の表の許容せん断<mark>耐力</mark>の欄に掲げる数値以上欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期<u>に生ずる</u>の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の九、小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次

	経続する部分	緊結の方法	許容せん声		
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	耐力
	たるきと天井根太	OZ代O	III <del>∜</del>		
		nsth	日本		<u> 114- ヤソ</u> シ 11国00
		azť()	Н <del>К</del>		
		шSНH			
		nshщ	III₩		一箇所あた
	たるきとむなき				51400
		шZНH	ഖ₩		川山一下ン

さ十八ミリメートル以上のものに限る。)とすることができる。板(たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚は三級のものに限る。)又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメントルを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しく

はい。 欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでうして接合部の短期応力に対する許容せん断応力が次の表の許容せん断応力の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、構造計算又は実験によの表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の九、小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次

	分能の本鉄縞	緊結の方法	許容せん剤			
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	成力	
	たるきと天井根太	oz代()	IJ <del>∦</del>		一箇所あた	
		nshЩ	四七		り   回   1回   1回   1回   1回   1回   1回   1回	
		mz⊀0	Щ <del>Қ</del>		ログラム	
		mZ力性	INIX			
	たるきとむなき	nshЩ	IJ <del>∦</del>		一箇所あた	
					⊃1 +O#	
		四乙七五	閏₩		ログラム	

- 一箇所あた たるき、天井恨太 して大五 2 100 又はトラスと頭つ 四人乙田 III<del>K</del>  $\widehat{\Pi}$ コュートン なぎ 四乙六五 屋根下 一五センチメ | メー Tラ ちるぎ UZHO ートル以下 当たり二六 又はト 地村の 外围部 | ○センチメ ラスト B Z H C ートル头下 屋银下 尔 书芯 その他 三つセンチメ | メー ← ⇒ U Z H C ートル以下 の部分 当たり<u>| 川</u> このセンチメ B Z H O ートルメ下 エン
- - **イ** 小屋の屋根に設けられるものであること。
  - ロ 屋根の探部からの距離が一メートル以上であること。
  - 八 他の関口部からの距離がニメートル以上であること。
- まぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって支持される十一 屋根等に設ける幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部

- 一箇所あた たるき、天井恨太 こと大五 2110# 又はトラスと頭つ 四乙七五 IJ₩ ログラム **公ぎ** 四乙六五 一五センチメ 屋根下 | メー エラ たるき OZHO. ートル以下 又はト 地村の 当たり二六 外围部 **10センチメ** ○キログラ ラスト B Z 五 C H Z ートル以下 1 屋根下 尔 型拉 その他 | メー T⇒ の部分 当たり一三 こうセンチメ B Z 五 C H Z ○キログラ ートル以下 1
- 部であって次のイから八までに該当するものは、その幅を三メートル以下と一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口ニメートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分のき、小屋の屋根又は外壁(以下「屋根等」という。)に設ける開口部の幅は十 実験又は計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除
- **イ 小屋の屋根に設けられるものであること。**
- ロ 屋根の探部からの距離が一メートル以上であること。
- 八 他の関口部からの距離がニメートル以上であること。
- まぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって支持される十一 屋根等に設ける幅九十センチメートル以上の関口部の上部には、関口部

の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りではない。

十二 母屋及び小屋つかを用いた小屋組とする場合又は法第三十七条に規定す る木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルを用いた室根板とする場合に おいては、今第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構 値耐力上安全であることを確かめなければならない。 条各号中「牗造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は室根垢」と読 み替えて計算を行うものとする。

## 第八 防腐処置等

- 上台がべた基礎又は布基礎と接する面及び鉄網モルタル塗その他の輩の枠 組がてりやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するもの を使用しなければならない。
- || 地面から|メートル以内の構造耐力上主要な部分(床根太及び床材を涂 く。)には、有効な防腐処置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありそ
- の他の虫による害を防ぐための処置を講じなければならない。
- **材を緊結するための金物には、有効なさび止め処置を講じなければならな**
- | 構造耐力上主要な部分に薄板軽量形調を用いる場合にあっては、表面仕上げ の組式又は付着量が、日本工業規格(以下「JES」という。)は三三〇二 溶融亜鉛めっき調板及び網帯) 一九九八に定めるめっきの付着量と二七、丿 **五%アルミニウム合金めっき網版及び網帯)** 一九九四に定めるめっきの付着量Y一八又はJTS G三三二一 アルミニウム 亜鉛合金めっき調板及び網帯) 一九九八に定めるめっきの付 着量▲Z一五○に適合するものとしなければならない。 ただし、コンクリー

- 第八 防腐処置等
  - 土台が布基礎と接する面及び鉄網モルタル塗その他の壁の枠組がてりやす い構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなけ ればならない。

の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りではない。

により、構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

十二 母屋及び小屋つかを用いた小屋組とする場合においては、実験又は計算

- || 地面から|メートル以内の構造耐力上主要な部分(床根太及び床材を涂 く。)には、有効な防腐処置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありそ の也の虫こよる事を防ぐための処置を講じなければならない。
- 材を緊結するための金物には、有効なさび止め処置を講じなければならな

- ⑤ 建築物等の地上部分について、今第八十二条の四各号に定めるところ
- 建築物等の地上部分について、今第八十八条第一頃に規定する地震力 (以下「地震力」という。) によって各階に生じる水平方向の層間変位 の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(地震力による構造耐力上 主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれ のない場合にあっては、百二十分の一)以内であることを確かめるこ ٦J°
- (以下「風圧力」という。) によって各階に生じる水平方向の層間変位 の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(風圧力による構造耐力上 主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれ のない場合にあっては、百二十分の一)以内であることを確かめること
- 存在応力を伝えることができるものであることを確かめること ③ 建築物等の地上部分について、今第八十七条第一頃に規定する風圧力
- 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の
- ② 令寒<十二条を与に定めるところによること。</p>
- イ 次の心からじまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力 上安全であることが確かめられたもの
- 七までの規定は適用しない。
- 次のイ及び口に該当する建築物等については、第一第一号及び第三から第

第九 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

に直傍接した土台又は下枠として用いる場合にあっては、 JIS G三三一二 (塗装容融亜鉛めつき網版及び網帯) 一九九四に定める塗膜の耐久性一八 及びめっきの付着量と二七に適合するものとしなければならない。

- ⑤ 建築物等の地上部分について、今第八十二条の四各号に定めるところ
- ④ 建築物等の地上部分について、今第八十八条第一項に規定する地震力 (以下「地震力」という。) によって各階に生じる水平方向の層間変位 の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(地震力による構造耐力上 主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれ のない場合にあっては、百二十分の一)以内であることを確かめるこ ٦J°
- ③ 建築物等の地上部分について、今第八十七条第一項に規定する風圧力 (以下「風圧力」という。) によって各階に生じる水平方向の層間変位 の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(風圧力による構造耐力上 主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれ のない場合にあっては、百二十分の一)以内であることを確かめること
- 存在応力を伝えることができるものであることを確かめること
- 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の
- 今第八十二条各号に定めるところによること。

上安全であることが確かめられたもの

- 適用しない。 イ 次の心からじまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力
- 第九 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等 次のイ及び口に該当する建築物等については、第一から第七までの規定は

第八で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

## 第十一耐久性等関係規定の指定

安全であることが確かめられた建築物については、第四の第七号、第五の第 四号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。

- よるころ。 三三 第一号イツ及び②に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上
- 建築物等の地上部分について、今八十二条の三第二号に定めるところに
- 前号イツ及び②に定めるところによること。
- ニー 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全 であることが確かめられた建築物等については、第四の第二号(根太の支点 間の距離に係る部分に艰る。)及び第七号、第五の第四号、第五号、第十一 号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。
- ロ 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十七 ンチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄筋造その他質 **朽及びしろありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生じる** おそれのない構造であること。
- 場合にあっては、同条第二号に規定する建築物の各階のDsの数値は、 ○・五五以上の数値を用いるものとする。ただし、当該建築物の振動に 関する咸食性及び当該階の砌性を適切に評価して算出することができる 場合においては、当該算出によることができる。

こよること。この場合において、耐力壁に木質安着複合パネルを用いた

三 第一号イ心及び②)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力 上安全であることが確かめられた建築物については、第四の第七号、第五の 第四号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。

ロ 建築物等の地上部分について、令八十二条の三第二号に定めるところに

→ 前号イツ及び②に定めるところによること。

おそれのない構造であること。

- ニー 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全 であることが確かめられた建築物等については、第四の第二号(根太の支点 間の距離に係る部分に艰る。)及び第七号、第五の第四号、第五号、第十一 号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。
- ロ 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十七 ンチメートル以内の外間の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄筋造その他質 **内及びしろありその他の虫による害で購造耐力上支障のあるものを生じる**

これるこれ。

れるころ。